

■判決：神戸地裁姫路支部平成18年5月29日判決

1. 担当弁護士

平田元秀・高谷武良

2. 業者名

西友商事

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

神戸地裁姫路支部 H18.5.29 判決 田中澄夫, 黒田豊, 佐藤仁美

② 出典

例集 44-226

4. 結論

① 元本欠損額

2103万8695円

② 認容額(解決額)

1843万0956円

③ 過失相殺

2割

5. 取引内容

① 取引期間

平成15年3月20日～平成16年3月3日

② 市場・商品名

東穀アラビカ・ロブスタ, 関西コーヒー指数

③ 特定売買率

61.73%

④ 手数料化率

108%

⑤ 売買回転率

6.94回

6. 委託者の属性

① 性別・年齢（生年）・最終学歴・職業

男性・昭和 40 年生・高校中退・派遣社員

② 取引経験

先物・株式経験なし

③ 収入・資産・投資資金の性質

年収 240 万円，預貯金約 860 万円，投入資金のうち 1374 万円が借入金

7. 過失相殺の理由

- ・ 本件取引は全体において違法性を有するものである。
- ・ 被告担当者は原告が新規委託者に該当する期間にもこのことを全く考慮せず取引を勧誘・受託した。
- ・ 原告は少なくとも平成 15 年 5 月 23 日以降の取引においては適合性を有しなかったのに被告はこのことを全く考慮しないで取引を継続・拡大した。
- ・ 原告の損失において手数料相当額を利得している。
- ・ その額は 2000 万円と高額である。
- ・ 被告は原告が当初から適合性を有していたかの体裁を整えるために顧客カードを作成し直している
- ・ 本件における違法行為は悪質である。
- ・ 他方原告は資質面で一定の範囲で適合性を有していた。
- ・ 取引開始当初から 8 月頃までは相場状況をまめにメモしていたから原告なりに取引を管理していたと言える。
- ・ 5 月頃まで相場状況に応じた判断を行っていた
- ・ 原告としても取引の危険性を認識しつつ利益を追求する意図の下に取引を継続した面がある。
- ・ 原告としても取引拡大に全く責任がないとは言えない。